

区民と行政をつなぐパイプ役

地域の行政区長が決定！

鏡石町区長協議会の区長委嘱状交付式・退任区長感謝状贈呈式が4月14日(木)、町役場で行われました。各行政区長の皆様には、町と地域の太いパイプ役として重要な役割を担っていただいています。

式では、遠藤町長から今回退任となった鏡石1区の面川信也さん、成田区の滝口守英さんの2名に感謝状が贈呈され、続いて令和3年度の区長を代表して久来石区長の菊地一巳



遠藤町長から委嘱状を受ける菊地久来石区長(左)

さんに委嘱状が交付されました。

式では、遠藤町長が「退任される2名の区長さんには、行政各般に渡りまして多大なご協力をいただきましたことに深く敬意と感謝を申し上げます。引き続き、また新たに区長となられた皆様には、区民と行政のパイプ役、町づくり、災害時等を含めた行政事務への支援などについてご協力をお願いいたします」と挨拶しました。

また、社会福祉協議会推進協力員などの委嘱状も併せて交付され、区長協議会の役員が次のとおり選出されました。

- (敬称略)
- 会長 角田辰吉(仁井田区)
 - 副会長 木賊正男(高久田区)
 - 会計 吉成秀松(さかい区)
 - 監事 菊地一巳(久来石区) 柳沼一良(鏡田区)

任期
令和3年4月1日～
令和4年3月31日

 仁井田区(再) 角田辰吉さん	 鏡田区(再) 柳沼一良さん	 高久田区(再) 木賊正男さん		
 鏡石4区(再) 佐藤節雄さん	 鏡石1区(新) 長田守弘さん	 鏡石2区(再) 齋藤一郎さん	 鏡石3区(再) 鈴木勝三さん	 豊郷区(再) 鈴木恒男さん
 さかい区(再) 吉成秀松さん	 久来石区(再) 菊地一巳さん	 笠石区(再) 面川平六さん	 旭町区(再) 佐藤壽恵さん	 成田区(新) 会田政男さん

町消防団長に 添田孝利さん就任

町消防団長辞令交付式が4月1日(木)、町長室で行われ、遠藤町長から添田孝利さんに辞令書が交付されました。添田さんの任期は同日から2年間です。

添田さんは昭和55年に町消防団に入団、平成4年に第3分団長となり、平成5年に一度退団されましたが、その指導力が評価され、平成19年に訓練部長に就任、平成25年からは副団長を務められました。

なお、前団長の稲田幸吉さんは団長として2年3か月の間、町の消防活動に尽力されました。昭和49年の入団以来、長い間大変お疲れ様でした。



辞令を受ける添田団長(左)

就任のあいさつ

この度、長い歴史と伝統を誇る鏡石町消防団の団長に任命され、消防団の任務が重要性を増す中、その職責の重さを痛感しております。

さて、近年の火災については、件数こそ減少傾向にあるものの、その内容は大規模化、複雑多様化しておりあります。また、火災だけでなく、福島県沖地震をはじめとする予測不可能な大災害が増加し



ております。これらの災害に対応するため、日頃から訓練と知識の習得に努め、団員が一致団結して町民の安心安全を守るために活動してまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、就任のご挨拶いたします。

退任のあいさつ

昭和49年4月に入団して以来、昭和60年に第4分団長となり、昭和61年に退団後、平成12年に本部長として再入団し、訓練部長、副団長、団長を務めさせていただきま

した。32年間に渡って消防団活動を続けて来られたのは、団員の皆様や消防関係の皆様、町民の皆様のご指導とご協力のお陰と感謝申し上げます。




昨今の消防団を取り巻く環境は、社会情勢の変化などにより年々厳しくなっておりありますが、今後も一町民として消防団活動を支援してまいりますと考

えております。

終わりに町消防団のご発展とご活躍を祈念し、退任のご挨拶とさせていただきます。

ひ よう じん 熱いぜ！ まちの 火の要人

【第12回】



せきね まなぶ
関根 学さん(51)

須賀川地方広域消防組合
須賀川消防署 鏡石分署
分署長・消防司令

4月1日付けで石川消防署から着任しました。警防・救助を長く経験し、平成16年の新潟県中越地震、平成23年4月に発生した東日本大震災の余震などへの対応にも当たりました。鏡石町への赴任は初めてとなりますが、山もなく、駅も近い、中心に国道も通る大変住みやすい町だと感じています。しかし、2年前の令和元年東日本台風による成田地区の水害や、今年2月に発生した

福島県沖を震源とする地震など、鏡石町でも災害による大きな被害が実際に発生しています。町民の皆様には、災害はまた来るということを前提に備えをしておくことをお願いしたいと思います。

住宅用火災警報器の設置で被害軽減を
鏡石町内における住宅用火災警報器の条例適合設置率(条例で定められた場所に火災警報器が設置されている割合)は、40.89%と管内でも低い数値となっています。住宅用火災警報器を設置していた家屋は、設置していなかった家屋と比較して死者数、焼失床面積が半減、被害額約4割減という統計結果が出ており、定められた場所にきちんと設置することで火災発生時の被害を大幅に減少することができます。高齢者世帯など取り付けが困難な場合は、消防署による取り付けサービスも行っています。火災による死者を出さず、貴重な財産を守るため、各ご家庭での設置状況の確認をお願いします。